

意見

一、健康保険法の被保険者にあらかる職工に對する扶助料算出の標準たる賃金決定に就き就業日平均賃金の六割を下らかることとあるを七割を下らかることに改むこと（諸問案 第二「三」口）

諸問案の説明に依れば工場に於ける缺勤率は公休日を含めて最高三割たりとあり然るに更に一割を加へて之を扣除して最低標準を六割とするは理由なきが如し仍て少人とも就業日平均賃金の七割を下る能はざるゝと爲すの必要ありと認む

二、休業扶助料はその支給百八十日を超えた後も引續き賃金の百分の六十を支給すること（諸問案第二「四」）

業務傷病の爲め休業中の者に對しては當該企業は少くとも其の最低生存を保證するの責任あり、而して賃金の百分の六十は辛うじて勞働者の生計費中の絶對必要費を盡うに遇せば加之休業長期に亘るに伴ひてその生計は愈々窮迫を告ぐるを常とす此の如き時に當りて休業手當を低減するは勞働保護を完うす了所以に在らざるべき諸外國の實例に従ふるに中途に之を低減するの例なく獨逸災害保険法に於ては第五週目より反つて給與金の増額を爲すべきとのせり故に休業扶助料は休業百八十日を超えた後も之を賃金の百分の六十に増加するの必要あると認めむ

三、障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料は之を左通りに改むこと（諸問案 第三「五」）